

鎌ヶ谷市の主な母子保健サービス

あかちゃん誕生

予防接種関係書類の送付

生後1か月頃郵送します。
接種期間内に受けましょう。

児童手当・子ども医療費助成制度
こども支援課で手続きをして下さい。

養育医療・未熟児訪問

（低体重児届出書に基づき、該当する方）

初めてパパ・ママになられた方の
交流会等を各地区の会場で行っています（保健推進員がご案内します）。
※妊婦さんも参加できます。

「母子保健サービス登録票」の提出

出生後おおむね14日以内に健康増進課に提出して下さい。

窓口や電話にてお子様の心配なこと、助産師（保健師）等による**新生児訪問**の紹介をさせていただきます。お待ちしております。

（2500g未満のお子様については母子保健サービス登録票をもって、**低体重児届出書**となります。）

病院等で実施すること

新生児聴覚スクリーニング検査

出産医療機関で入院中に受けることができます。（県内の医療機関の場合、母子健康手帳別冊の受診票を使い、助成が受けられます。里帰り等県外でのご出産の場合は、健康増進課までご相談ください。）

※出産医療機関で検査ができない場合もご相談ください。

新生児訪問

おおむね2か月位の間に助産師（保健師）等がご自宅にお伺いします。

保健推進員の訪問

（乳児家庭全戸訪問事業）

生後2～3か月頃、ご自宅にお伺いします。

産婦・1か月児健康診査の助成

産婦と1か月児の健康診査の費用の助成をしています。

※母子健康手帳別冊2の受診票を使い、鎌ヶ谷市が委託している医療機関・助産所で助成が受けられます。

（鎌ヶ谷市と契約していない医療機関で受診される方は、健康増進課までお問い合わせ下さい。）

4か月児健康相談・フックスタート事業

（個別通知します）

4か月児健康相談終了後、絵本の読み聞かせ等を行い、絵本をプレゼントします。

乳児一般健康診査

母子健康手帳発行時に交付している受診票を使用し、千葉県内の医療機関でお受けください（県外の医療機関を受診される方は健康増進課までお問い合わせ下さい。）

4か月児健康相談②

対象：4か月児（第1子）とその保護者
離乳食（初期）のすすめ方とお口の発達等の話

離乳食教室（申し込みが必要です）

・もぐもぐコース（中期）

対象：7～8か月児とその保護者

・かみかみコース（後期）

対象：9～10か月児とその保護者

10か月児健康相談

（個別通知します）

1歳6か月児健康診査

対象：1歳8か月児

（個別通知します）

3歳児健康診査

対象：3歳5か月児

（個別通知します）

お子様のからだの事や心配事について適宜、電話や窓口で相談をお受けしています。



《問い合わせ》 鎌ヶ谷市役所 健康増進課 母子保健係
Tel047-445-1393（直通）047-445-1141（代）
Fax047-445-8261
受付：月～金8時30分～17時15分（祝日除く）



かまっこすくすくアプリ情報



子育ての記録を保存！

母子健康手帳の記録を入力したり、万一の時にも安心です。

予防接種をまるごとおまかせ！

生年月日から予防接種のスケジュールを自動作成します

かんたん予約！

離乳食教室や個別育児相談などの予約をすることができます！

※鎌ケ谷市予約システムサービス

プッシュ通知で安心！

予防接種の予定日・市内の子育てに関するイベント情報などがプッシュ通知で届きます。

無料で登録できます！

ダウンロードはこちら。ダウンロードも無料です



【夜間・休日の急病時】

- こども急病電話相談 【夜間毎日】 毎日19時から翌朝8時まで
#8000 （プッシュ回線の固定電話・携帯電話）
TEL043-242-9939 （ダイヤル回線・光電話・IP電話）
すぐに受診した方が良いのか、看護師や小児科医がアドバイスします。



- 日本小児科学会ホームページ 「こどもの救急」 【毎日】
<http://kodomo-qa.jp/>
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安をセルフチェックできます。
- 鎌ケ谷市内医療機関のご案内 【24時間対応】
TEL047-445-2300